

石綿含有分析調査業務委託仕様書

1 事業名称

京都市立藤ノ森小学校プール整備工事に係る石綿含有分析調査業務委託

2 調査対象校

京都市立藤ノ森小学校（京都市伏見区深草石橋町1-1番地の2）

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年11月13日まで

4 業務の目的

藤ノ森小学校においてプール整備工事を行うにあたり、工事範囲に使用されているモルタル、塗材（下地調整塗材のある場合は下地調整塗材も含む。）、防滑性ビニル床シートおよび接着剤（下地調整剤も含む。）に石綿が含有されているか分析調査により明らかにすることを目的とする。

5 業務内容

（1）試料採取

別添平面図・現況写真に示す採取箇所及び採取個数を採取して分析調査を行う。

なお、採取箇所については作業の安全性等を考慮して選定すること。

藤ノ森小のプールについては、来年度も授業で使用することから、採取箇所においては、補修を行うこと。なお、補修方法については、基本をモルタル補修とし、プール甲羅干の防滑性ビニル床シートは全天候型の防水補修テープにて行うこととする。

（2）採取試料に係る石綿含有分析調査

（1）で採取した試料について、「8 分析調査」に示す方法により分析を行い、石綿の含有の有無を明らかにするとともに石綿を含有している場合、石綿の含有率を明らかにする。

6 調査

試料の採取に当たり次の事について留意すること。

（1）調査日等の調整は小学校へ連絡し、調整を図り、教育環境整備室担当者に事前に調査日等を知らせること。

（2）試料採取に当たっては校内作業であるため、安全対策に十分配慮すること。

7 試料採取の位置及び方法

(1) 試料採取の位置

別添位置図・現況写真による。

(2) 試料採取の方法

試料の採取は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」による。

なお、資料は石綿を含有している可能性があるため、作業場、服装等に十分留意すること。

8 分析調査

「7 試料採取の位置及び方法」で採取した全ての資料について定性分析を行うこと。定性分析において、石綿を含有していると判断された場合は定量分析を行うこと。

分析方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発第1222第17号）に基づくこと。

9 資格要件

(1) 試料採取を行う者の資格要件

資料の採取を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
- b 一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部調査を行う場合に限り、登録規定第2条第3項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
- c 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

(2) 分析調査を行う者の資格要件

分析調査を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等」（令和2年厚生労働省告示第277号）第1条第一号に規定する厚生労働大臣が定める所定の分析調査講習を修了し、修了考査に合格した者
- b 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- c 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技 研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- d 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

- e 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- f 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

10 報告書

試料採取、分析を行った結果を以下の項目について書面にて報告を行うこと。

- (1) 石綿を含有しているか否か。
- (2) 検体採取及び分析を行う者の資格者証の写し。
- (3) 試料採取前、採取中及び採取後（補修）の状況が判る写真。
- (4) 報告書はホッチキス等で結束せずに、パイプ式ファイルに綴じて2部提出すること。

11 費用の負担

受注者は次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な業務に係る人員物資の移動、運搬、報告書の作成及び提出に係る費用
- (2) 各種試験検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 試料を採取するための脚立、高所作業車等に係る費用
- (4) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市学校への訪問に伴う交通費
- (5) 本市学校及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償

12 準処法令等

準処する法令等は以下のとおりとする。なお、準処する法令等は最新のものとし、本業務の委託期間中に、法令等が改正された場合は、改正後の基準等に準拠すること。

- (1) 大気汚染防止法及び同施行令
- (2) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則
- (3) 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）
- (4) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）